

# 第5回 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会

## 会 議 録

平成16年5月27日（木）開催

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会事務局

午後 1時00分 開会

○事務局次長（加藤俊夫） 定刻となりましたので、ただいまから第5回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を始めさせていただきます。

私は、本日の司会進行を担当させていただきます任意合併協議会事務局次長の加藤と申します。よろしくお願いをいたします。

さて、会議に入ります前に、本日の会議資料の確認をさせていただきたいと存じます。

会議資料については、事前に郵送させていただいておりますが、本日の協議会において使用する資料は、「第5回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会会議次第」及び添付資料として別冊1「市町村合併に関するアンケート調査結果集計表」、別冊2「住民アンケート自由意見集」、別冊3「市町村合併住民説明会における質問・回答・意見の要旨」の合計4冊となります。

このうち事務局の不手際にて、会議次第資料にページが抜けてしまった部分がありますので、おわび申し上げますとともに、追加資料として15-1とページを付した「白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約に関する協定書（案）」を本日お配りさせていただいておりますので会議資料の15ページと16ページの間に追加くださるようお願いいたします。なお、その他本日皆様方のお手元に「協議会だより第4号」を配付させていただきましたので、後ほどごらんいただきたいと思います。

それでは、これより会議次第に沿って第5回任意合併協議会を進行してまいりますので、よろしくお願いたします。

初めに、本協議会会長の白河市長、成井英夫よりごあいさつ申し上げます。

○会長（成井英夫会長） 本日、ここに第5回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を開催いたしましたところ、皆様方におかれましては、時節柄何かとご多用の折にもかかわらず、ご参会を賜り、心より感謝申し上げる次第であります。

皆様ご案内のとおり、国におきましては、去る5月19日、現行の合併特例法の期限切れ後の合併促進策を定めた、いわゆる「合併関連三法案」が今国会で可決・成立したところであります。このような状況の中で、今後、現行の合併特例法による財政支援措置を最大限に活用できることとなります。来々年3月末日までの都道府県知事に対する合併の申請を目指し、各合併協議会における動きがさらに活発化していくものと予想されるところであります。

さて、昨年12月24日に任意合併協議会設置に関する協定調印式をとり行い、本協議会を立ち上げてから5カ月が経過いたしました。この間、本日の会議を含め、5回の協議会を開催してまいりました。

本協議会におきましては、これまでに、将来人口推計、財政シミュレーション、新市将来構想の策定、住民意識調査の実施、各市村で開催した住民説明会への参加のほか、事務事業一元化に向けた調整作業を行うなど、協議会委員の皆様のご理解を賜りながら、限られた時間の中で、3市村の合併に関する協議を進めてまいりました。

本日は、任意合併協議会の5回目の会議ということで、住民意識調査及び各市村で実施をした住民説明会についてその結果をご報告申し上げますとともに、前回の会議から継続協議とされております白河市、表郷村、大信村の庁舎機能について及び法定協議会への移行についてご協議を賜り、本任意協議会として、次のステップへ進むべきかどうかの最終的なご判断をいただきたいと考えております。

本日の会議で法定協議会へ移行すべきとの判断が示されれば、今後6月上旬に3市村の議会に法定合併協議会の設置についての議案を上程し、可決していただければ、協議会規約に関する協定の締結等を経て、6月の中旬には第1回目の法定合併協議会を開催してまいりたいと考えております。

なお、本日、法定協議会への移行が確認された場合には、今回の会議を任意協議会として開催する最後の会議といたしたいと考えておりますので、協議会委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見等を存分にお出しいただき、協議が進められますことを心よりお願いを申し上げます。

終わりに、ご参会皆様のさらなるご健勝とご多幸をご祈念申し上げますとともに、今後とも一層のご理解とご協力をお願いを申し上げ、簡単ではございますがあいさつに代えさせていただきます。どうか本日はよろしくお祈りを申し上げます。

○事務局次長（加藤俊夫） 続きまして、次第の3、議事に入りますが、議事の進行につきましては、協議会規約第7条第3項の規定により会長が議長として当たることとなります。

では、会長、よろしくお祈りをいたします。

○議長（成井英夫会長） それでは、これより議事に入らせていただきます。

まず、1の報告事項に入りますが、これらについては事務局から一括説明をさせていただいた後、皆様方からご意見、ご質問をお受けするというところでいかがでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、報告第13号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況についてから報告第16号 住民説明会開催結果についてを一括して事務局から説明をさせていただきます。

事務局長。

○事務局長（木村全孝） 事務局長の木村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、資料の1ページをごらん願います。

報告第13号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会活動状況についてであります。

これにつきましては、4月の27日から5月の27日までの活動状況について報告するものであります。

1の会議等についてですが、これにつきましては4月27日の第4回協議会終了後に第4回の正副会長会議を開催しております。5月14日に第4回幹事会開催、18日に第5回正副会長会議開催、27日、本日ですが、第5回任意協議会を開催したところでございます。

2の住民への周知・意識調査としまして、5月25日に「協議会だより（第4号）」を発行いたしました。

次に、3の住民説明会等としまして、5月10日から17日までの6日間、表郷村主催の市町村合併住民説明会を表郷村内24会場で開催いたしました。

次に、5月11日から6月9日までの7日間、白河市中心公民館「白寿学級」等に対する合併に関する説明会を白河市内の7会場で開催しております。

2ページをごらん願います。

報告第14号 平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算書についてであります。

まず、収入につきましては、負担金、県補助金、諸収入を合わせました収入合計としまして、予算現額では1,273万2,000円、調定額と収入済額は同額の1,273万3,390円、収入未済額は0でございます。

予算現額と収入済額との比較では1,390円の増となりました。これは、雇用保険納付金の個人負担分、預金利子等の増によるものであります。

次に、支出につきましては、協議会費、予備費を合わせました支出合計としまして、予算現額1,273万2,000円、支出済額1,183万60円、翌年度繰越額は0でございます。

不用額として90万1,940円、予算現額と支出済額との比較では90万1,940円となりまして、収入済額から支出済額を引きました差引残額としましては90万3,330円となりましたので、これを平成16年度へ繰り越しをしようとするものであります。

なお、詳細につきましては、3ページ、4ページの事項別明細書をごらんいただきたいと思います。

次に、6ページをごらん願います。

報告第15号 住民意識調査実施結果についてであります。

市町村合併に関するアンケート調査の実施結果につきましては、別冊1の「市町村合併に関するアンケート調査結果集計表」、それと別冊2の「住民アンケート自由意見集（内容抜粋）」に取りまとめたものであります。

なお、別冊1のアンケート調査結果集計表についてですが、アンケート調査票を4月30日までに返送をお願いしてはいましたが、その後、連休明けにも多数の調査票が回収されておりますので、今回の集計表につきましては5月11日までに届いたものを集計したものであるということでご理解願います。

回収率等につきましては、表紙の裏に記載をしております。5月11日現在では、有効回収2,399票、回収率39.98%となっております。

なお、アンケート調査の報告書の取りまとめ等の期限を考慮しまして、今後19日までに届きました調査票分までを集計していきたいと考えております。回収日を延ばしたということで今回は中間報告とさせていただきますので、今後19日までの報告書ができ次第、委員の皆様には送付したいとい

うふうに考えております。

次に、7ページをごらん願います。

報告第16号 住民説明会開催結果についてであります。

白河市、表郷村、大信村の各市村が開催しました市町村合併に関する地域住民説明会の開催概要につきましては、別冊3の「市町村合併住民説明会における質問・回答・意見の要旨」として取りまとめたものでございます。

説明会実施状況については、記載のとおりですが、4月19日から5月17日まで、3市村合わせまして41会場で958名の参加を得まして貴重なご意見等をいただいたものであります。

それぞれの内容につきましては、目次にありますように3市村ごと、そして主な項目ごとに取りまとめておりますので、ごらんいただきたいと思います。説明については省略させていただきます。

報告第13号から第16号までについては以上であります。

○議長（成井英夫会長） 報告第14号 収支決算につきましては、監事による監査を受けておりますので、監事から説明をお願いを申し上げます。

滝田監事さん、お願いいたします。

○監事（滝田知守委員） 協議会監事の滝田と申します。地元ということで、代表して監査報告をさせていただきます。

去る平成16年5月20日、金内貴弘監事、橋本良示監事、そして私と、平成15年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の収入支出決算書について、預金通帳その他関係帳簿を参考にした結果、決算書及び事項別明細書の計数は関係帳簿と符合し、かつ正確であり、予算書の執行も適正に処理されておることを認めました。

以上、報告を終わります。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございました。

ただいま説明がございました報告第13号から第16号につきまして、ご意見、ご質問等をお願いを申し上げます。

なお、発言される方は、氏名を述べた後に発言されますようお願いを申し上げます。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積といたしますが、ただいま報告していただきました報告第16号についてお伺いをいたします。

私どもの表郷村でもさきに住民説明会が行われたわけですが、そうした中で白河市の9会場373名という数は第1回目の説明として十分だったのかというようなことを聞かれまして、これを他自治体のことではありますが、一言お伺いをいたします。

説明会は、今回済んでしまったわけですが、今後の住民説明会について白河市としてどのような計画を持っているかお伺いをいたします。

○議長（成井英夫会長） それでは、白河市としてのお話をさせていただきます。

住民説明会には1会場平均40名強の出席をいただきました。今までの他協議会の説明会等の人数等を見た場合、やはり凹凸がございますが、出席者数を見ますと、ほぼ他の地域と符合しているのではないかと考えているところでございます。

私たちとしますと、やはりもっと多くの方々にご参集をしていただければありがたいと思っているところでございますが、この平均40名という数字について、ほぼ理解ができる範囲と考えております。

なお、今後のことにつきましては、法定協議会移行の後に住民説明会を開催するということになりました場合には、やはり説明会の開催についての啓蒙等が大切であると認識しているところでございます。

穂積委員。

○穂積栄治委員 これから1つの市としてやっていく場合に白河市民も合併に対して十分な理解を得ることが欠かせないわけです。説明会をされる場合には、ぜひ説明に参加される方の人数が多くなるように行政としても働きかけをしていただきたいと思います。他町村のことに関しまして大変失礼ですが、要望して、私の質問を終わります。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員のご指摘を考えてやっていきたいと思えます。

もう一つ、私たちとして考えなければならないことは、時間の設定等があるということ、並びにそれは大変風の強い日や雨が降った日などは出席率がよくないんですね。その辺も影響があるとは思いますが、お話のとおり参加していただける方を少しでも多くできるように鋭意努力していきたいと思えます。

ほかにございませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） なければ、報告事項についてご了承願えますでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

異議なしということでございますので、報告事項についてはすべてご了解をいただいたものとさせていただきます。

続きまして、2の協議事項に移らせていただきます。

協議第17号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会補正予算（第1号）についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（木村全孝） それでは、8ページをごらん願います。

協議第17号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会補正予算（第1号）（案）についてであります。

この補正予算につきましては、先ほどの報告第14号で説明いたしました15年度の決算額を受けまして、その繰越金について補正をしようとするものであります。

1の総括でございますが、初めに収入についてでございます。

3の繰越金としまして、補正額90万2,000円を計上しまして、繰越金の計では90万3,000円となるものです。なお、補正後の収入合計としましては654万円となります。

次に、支出につきましては、予備費としまして補正額90万2,000円を計上しまして、予備費の計では101万3,000円となるものです。なお、補正後の支出合計としましては654万円となります。

なお、内訳等につきましては9ページに記載しておりますので、ごらんいただきたいと存じます。

協議第17号については以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から説明がありました協議第17号 補正予算（第1号）（案）についてご意見、ご質問をお受けいたしたいと思っております。

ありませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） なしということでございますので、協議第17号については原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、協議第17号 平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会補正予算（第1号）（案）については、原案のとおり承認することといたします。

次に、前回の第4回協議において継続審議となりました協議第14号 白河市、表郷村、大信村の庁舎機能について及び協議第15号 法定協議会への移行についてを議題といたします。

まず初めに、協議第14号 白河市、表郷村、大信村の庁舎機能についてを議題といたします。

協議に入る前に、前回の協議内容について事務局より報告を求めます。

事務局長。

○事務局長（木村全孝） それでは、10ページをごらんいただきたいと思っております。

協議第14号（継続協議）白河市、表郷村、大信村の庁舎機能についてであります。

前回の協議会におきまして、この提案内容につきまして協議をいただきました。その主な内容について報告したいと思います。

質問等の中身でございますが、まず庁舎機能について、なぜ分庁舎方式が除外されているのかというようなお話がありました。

これについては、3市村間の距離が長いことと、分庁舎方式よりは総合支所方式の方が住民サービスとしてより近くなるのではないかということで正副会長会議で意思の統一をしたというようなことで述べてございます。

総合支所方式をとる場合、新庁舎の建設問題は当面話題にしないように確約していただきたいというような意見もございました。本庁舎を新築する場合の建設費はどのぐらいかかるのかというご質問もございました。

それにつきましては、正副会長の中で庁舎を新しく建設するのではなく既存の建物庁舎を利用する方向で認識をしていると述べてございます。

住民サービスの点においては総合支所方式がよいというような意見もございました。職員数を減らさないと財政的にも厳しい中で総合支所方式で住民サービスが維持できるのかというような質問もございました。

それにつきましては、今後、職員を退職者の7割の人数で補充していく中で、どこまで総合支所方式を持たせるのか、またIT化をどこまで進めるかにおいて考えていけば可能であると述べてございます。

総合支所方式のデメリットについてどのような解決策があるのかということに対しましては、一体感が醸成されにくいというデメリットに関しては、合併してすぐ取り払える問題ではなく、お互いに意見を尊重し合い、理解しながら醸成していくもので、一足飛びに解決できる問題ではないというように述べてございます。

総合支所方式にすると3市村で行政サービスが違ってくることがあるのかということに対しまして、住民生活課、建設課、農政関係においては地域密着性が必要なのではないかと、しかしながらその政策等については1つの自治体の機能として決めていく述べてございます。また、地域の中のこととは地域の中において解決するような体制整備が必要なのではないかといったことが正副会長会議で話し合われたというふうに述べてございます。

行政組織機構はどのようになるのか、いつごろ取りまとめできるかというご質問には、専門部会、分科会等で検討、決定していく。内部的な予定では10月ごろまでには取りまとめたいというふうに述べてございます。

主な内容でございますが、このような意見、質問等がございました。

なお、前回ご指摘のありましたその分庁舎方式についての概要等を参考資料の中に入れておりますので、11ページをごらん願いたいと思います。

11ページの中ほどでございますが、分庁舎方式の概要としましては、行政機能を分割し、既存の各庁舎に振り分ける方式ということで、例示が書いてございますが、例えば総務部門はどこどこの庁舎、教育部門はどこどこの庁舎というように、部門ごとに分けるという方式でございます。

この分庁舎方式のメリットとしましては、既存施設の利用のため費用が少なくて済む。また、デメ



リットにつきましては、業務部門ごとに窓口が分散するために住民にとっては不便となりやすい。また庁舎管理上は非効率である。各部門の連絡がとりにくい、といった点が挙げられます。

また、前回、表郷の委員さんの方から、視察されました千曲市の例が挙げられておりました。そこで、千曲市の距離的なものを図面上で計測させていただきました。千曲市は、更埴市と上山田町と戸倉町という3市町が合併したところがございますが、距離で見ますと、更埴市と戸倉町が6キロ、戸倉町と上山田町が2キロ、一番両端になります更埴市と上山田町が8キロということで、いずれも10キロ以内に庁舎があり、面積的にも3市町合わせまして119.84平方キロメートルということでございますので、白河市の面積と大体同じぐらいの面積の中に3市町があるというような形になるかと思えます。

それに比べまして、白河市と表郷村と大信村との距離でございますが、白河市と表郷村におきましては距離的に約14.5キロ、白河市と大信村では13.3キロ、表郷村と大信村では25.3キロというような距離がございます。このようなことから、前回、分庁舎方式は本協議会の3市村ではなじみにくいのではないかとというようなことで外させていただいたという経過がございます。

協議第14号については以上であります。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から報告がございました協議第14号につきまして、皆様からご意見をお伺いしたいと思えます。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積ですが、前回、分庁舎方式ということで提案させていただきましたけれども、今回総合支所方式を採用する場合、白河市に例えば総合的な総務とかそういったところを集中するというような話も聞いておりますので、その場合、表郷村、大信村から大勢の職員が集まってくると思えます。その場合、今でも手狭な白河庁舎内が果たして十分仕事ができるような環境になるかどうか、その辺のところを確認したいと思えます。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） 前回の正副会長会議の中で残す部門、統合する部門についての話し合いが持たれました。その一部でございますが、例えば統合する部門でいいますと、議会、選挙管理委員会、監査委員、総務課、企画調整課などの管理部門については統合した方がいいだろうというような話がありました。住民に密接にかかわる部門、例えば住民生活の部門とか農林関係、商工関係、建設関係の部門は残しておいた方がいいだろうという話がありました。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 各業務に携わる職員数が増えた場合に庁舎内で仕事をやる上での支障が生じないかということも聞きたかったわけですが、その辺どうでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 事務局の話がひとつの例となりますが、例えば白河市役所を本庁舎機能に

したときに面積的に足りるのかということにつきましては、管理部門のみを統合し、ほかの住民密着型の部門は、地域ごとに残すということであれば面積的には可能ではないかと考えております。

穂積委員。

○穂積栄治委員 可能であれば、前回も私が申しましたように庁舎問題については、やはり新市の計画、10年間の中ではやはり触れないでいただきたいというのが、これは私の意見なんです、その辺について、ほかの委員さん方の意見も議長の方から聞いていただければ幸いです。

○議長（成井英夫会長） 皆様の方から発言をお願い申し上げます。

鈴木委員。

○鈴木勇一委員 今、穂積さんの意見に対して、白河市長であります議長がこの前言われたのは、庁舎は建てないという部分は聞いておりますので、建てなくてもやはり職員数を減らすということについては前々からの説明がございます。その点で、やはり部屋とかそういう部分に対してはなお広くなるのかなと思いますので。また、今言われた庁舎建築に対してはやらないのか、はっきりその辺をちょっとお聞きしたいんです。

○議長（成井英夫会長） 今回の住民意識調査の中には、新庁舎を建てるべきだというご意見も少数でありますでしたがございました。しかしながら、正副会長の意見の統一の中においては、今後の合併特例債等の考え方も含めて慎重にやるべきだということを考えた場合、新しい庁舎の建築はすぐにというよりも見合わせるべきであるということが今回の正副会長会議の中においては確認をされているところでございます。

鈴木委員。

○鈴木勇一委員 今の正副会長会議の中での話、そのように話されているということ、しかと私ども心に受けとめますので、ひとつその辺よろしくどうぞお願いします。

○議長（成井英夫会長） ほかにございませんか。

金内委員。

○金内貴弘委員 白河の金内です。

私も今のご意見に対してですけれども、任意とはいえ、こうした周りに傍聴人のいる席できちんと現在の庁舎は使っていくと、新庁舎はなるべく建設しないということをおっしゃっていますので、その方向できちんと進まれるのだらうと思います。

この後、仮に法定の方に進みましたら、具体的に何人ふえて何人減って、幾つの部門がふえて減ってという話も出てくると思いますので、その中で現状ある施設を使った最も効率的な統合の仕方というのは十分検討できるものだと思います。

もう一つ方式に関してですけれども、この総合支所方式というもの、私も見ておりまして、可能性としてですけれども、この3市村の合併がいずれ何年先になるかわかりませんが、他の自治体が加わってくる可能性も考えられるものだと私は受けとめております。その際に、この総合支所方式をと

っておくと分庁舎方式よりは、他の自治体が加わってくる際に住民に関連する部門は残して一部の事務部門だけ統合すればいいという形で非常にまざりやすい、なじみやすい方式だと思いますので、私は個人的にはこの総合支所方式に賛成したいと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

そのほかございませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） それでは、なければ、継続協議となっておりました協議第14号白河市、表郷村、大信村の庁舎機能について、任意協議会として今回皆様のご意見のまとめとしまして総合支所方式として採用してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということで、総合支所という方式にそれぞれの庁舎利用方式を決定させていただきます。

なお、総合支所という名前にするべきなのか、それとも庁舎という名前にするべきかは、正副会長に一任をお願いを申し上げたいと思います。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、任意協議会としては新市の庁舎機能については総合支所方式を基本に調整することを確認させていただきました。

なお、この結果につきましては、法定協議会への確認事項という形で整理し、法定協議会に引き継いでまいりたいと思います。

続きまして、協議第15号 法定協議会への移行についてを議題といたします。

まず、前回の協議内容について、事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（木村全孝） それでは、12ページをごらん願います。

協議第15号（継続協議）法定協議会への移行についてであります。

前回の協議会におきまして、この提案内容について協議をいただきました。その主な内容について報告いたします。

まず、協議に先立ちまして、斎須顧問より法定協議会設置の必要性、県内の合併協議会の状況、そして法定協議会での協議の特徴についての説明をいただいてから協議をしていただきました。

その中で、委員の方が住民説明会に出席した際、合併反対意見は一つも出なかったが、なぜ3市村なのか、その他の地域も含めて何とかならないものかというような意見がございました。他の地域の住民説明会ではどうだったかと、その状況について聞いてございます。それについて、他の説明会でも、なぜほかの5町村が合併に取り組まないのか、特に西郷村の状況はどうなっているのかといった

ような質問が多いというふうに述べてございます。

また、合併について、住民は前向きになっていると感じる。法定協に向けて速やかに進めるのがよいのではないかというような意見もございました。

任意協で多くの話し合いができれば、スムーズに法定協議会に移れるのではないかというようなご意見もございました。それにつきましては、協定項目の話し合いを任意協でやるのもいいが、いずれ法定協でやることになるかと述べてございます。

千曲市では事務一元化調整協議を一番先にやっている。本協議会においては、現段階で住民に説明できる資料がなく、住民説明会でも質問に答えられないというような意見がございました。それにつきましては、早く提案できるように鋭意努力をしていると述べてございます。

アンケート調査の結果も明らかにせぬまま法定協議会に進んでよいのかというような意見がございました。それにつきましては、住民説明会・アンケート調査の結果を見ながら、本日の協議会で諮っていきたいと述べてございます。

法定協に移行した場合、一番先に料金等の住民に密接なものから調整を図ってほしいというような意見がございました。それについては、住民に直接かかわることは正副会長会でも優先的に調整を行うこととしていると述べてございます。

スケジュールの関係で、そのスケジュール表の住民への広報、説明会についてのご質問がございました。10月ごろに建設計画ダイジェスト版ができないか、また12月ごろに住民説明会をするべきではないかというようなスケジュールの前倒しの要望がございましたが、それについては、できる限り前倒しをするような形で努めていくと述べてございます。

住民説明会を必ず行うつもりがあるのかということについては、3市村共に説明会については必要と感じている。実施すると述べてございます。

ダイジェスト版に載せる協定項目は、法定協議会移行後、重要項目を先行してほしいという意見がございました。それについては、正副会長に一任してほしいと述べてございます。

このようなご意見、ご質問等がございました。

次に関連してでございますが、参考資料等を付けてございますので、ご説明いたします。

13ページをごらん願います。

白河市・表郷村・大信村合併協議会規約（案）についてでございます。これは前回、皆様にお示しいたしました。委員さんの方から、「表郷村及び大信村」という、「及び」を削ってほしいという要望がございましたので、「及び」を削ってございます。

11条で、前回は「専門委員会」としておったものを今回「小委員会」と文言を変えております。これについては、別に専門部会というのがございまして、そちらと混同しやすいということから、この「小委員会」というふうに文言を変えております。

14条で、協議会の経費ということで、前回は「3市村の長が」となっていたものを、「の長」を削

りまして「3市村が協議して」という文言の訂正をしてございます。

次に、15-1ページをごらん願いたいと思います。

協定書につきましても、「表郷村及び大信村」の「及び」を削除してございます。

16ページでございますが、こちらについては現在の事務局職員の名簿を載せてございます。

17ページでございます。これについては、平成16年度白河市・表郷村・大信村合併協議会予算(案)となります。

まず、収入としまして、負担金2,334万9,000円を計上しております。今まで各市村の負担金につきましては人口割で負担をしていただいておりますが、法定協議会にいきますと国の合併準備補助金というのが1市村500万円ずつ交付されますので、その500万円についてはそれぞれ均等割として負担していただく。そのほか諸収入を除きました残り834万9,000円については人口割で負担していただくというような内容でございます。それぞれ均等割、人口割合わせますと、白河市が1,167万9,000円の負担、表郷村が600万2,000円の負担、大信村が566万8,000円の負担となります。

次に、諸収入の預金利子、これについては1,000円の存目計上でございます。

2の雑入につきましては100万8,000円を計上しておりますが、この100万8,000円のうち100万円が任意協議会からの清算金でございます。

これら収入合計としまして2,435万8,000円を計上しております。

次に、支出としまして、運営費として992万3,000円を計上しております。そのうち会議費の主なものとして、委員の報酬、会議録作成等でございます。これで391万5,000円、事務費としまして資料等を作成するコピー用紙、光熱水費等の需用費関係、臨時職員賃金等で600万8,000円でございます。

事業費につきましては、協議会だよりの印刷代、新市建設計画等策定等の各種委託料としまして1,393万5,000円、予備費としまして50万円、合わせまして支出合計として2,435万8,000円を計上しております。

なお、詳細につきましては、18ページ、19ページに記載してございますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、20ページをごらん願います。

合併協議スケジュールの案でございます。前回、住民説明会等について前倒しできないかということで見直しをいたしまして、1月ほど早めておりますが、スケジュールについては今後さらに見直し・調整が必要でありますので、今回はあくまでも参考ということでご理解を願いたいと思います。

次に、21ページをごらん願います。

任意協議会における協議事項の決定経過についてでございます。これまでの第1回から第4回までの協議経過について取りまとめたものでございますので、ごらんいただきたいと思います。

一部訂正がございますので、23ページをお開き願いたいと思います。

23ページの協議第12号 住民意識調査についての下の点線で囲んだ中の3行目でございます。「問

6及び問7の設問（合併の必要性）」というところがございますが、問6の次の「及び問7」これを削除していただきたいと思います。それと「(合併の必要性)」を削除していただきたいと思います。まことに申しわけございません。

以上で協議第15号について説明を終わりたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま事務局から前回の報告がございました。

協議を行いたいと思います。委員の皆様からご意見等をお願い申し上げます。

深谷委員。

○深谷美佐子委員 14ページの規約(案)の第9条、4番「会長は会議の議長となる」というところで、法定協議会に移行しますと質疑応答がたくさん出てくるとと思いますが、そのときに会長が議長を務めていますと、議長が答弁するような形になってしまっていて、会議の運営をスムーズに行うためにも、議長という職務は正副会長の中の副会長の方2名に交代でやってもらって、会長さんは答弁に従事の方がより協議がスムーズに行くのではないかと思うんですけれども。

○議長（成井英夫会長） 今、深谷委員の方からお話が出ました。皆様からご意見をお願いいたします。

穂積委員。

○穂積栄治委員 私もそのように思います。議長が質問を受けて答弁をするという形は問題があるのではないかと思いますので、ぜひ私もそういうことをお願いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） ほかにご意見ございませんか。

矢口委員。

○矢口秀章委員 表郷の矢口ですが、協議会という性格上、会長と委員がやりとりしたり、事務局と委員のやりとりが主じゃなくて、各地区から出た委員の協議が主である会議であるべきだと思うんですね。今までの任意協議会の中にあつた会長の答弁、事務局の答弁という形でのやりとりではなく、各地区から選出されている委員方の協議がこの会議の主流であるべきと思うので、そのような運営を図っていただければと思います。

○議長（成井英夫会長） ほかにご意見ございませんか。

ありませんか。

藤田委員。

○藤田 清委員 きょう皆さん賛同していただいて、各市村の議会で承認されれば、法定協議会の設置で進んでいくだろうと思います。そうなった場合に、今度は我々委員がいろいろな面でやはり質問、質疑等々多くなるだろうと私は思います。そういう中で議事をコントロールしていただくのはやはり会長がスムーズにやっていただけるのではなからうかと私は思います。

これから我々委員、いろいろな地元の住民の意向を聞きながら、一番最初にどれが住民本位の情報、

そういう正確ないろいろ心配しているものをいかに早く住民に流すか、そういう問題も多くなるだろうと私は思います。それがやはりこの中で大事な会議になってくるのではなからうかと思しますので、会長答弁ばかりじゃなく、我々委員同士の一つの話し合いの場も多くなるだろうと考えます。

ですから、私はこのままこの方法で、法定協議会の場合もこの方向でいってもらいたいと、私の考えではそう思っております。

以上です。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

深谷委員。

○深谷美佐子委員 そのことなんですけれども、協議をするのは皆さんが委員ですから、別にいろんな協議をしていくときには活発になるからそれはいいんですけれども、ただ、正副会長の会合も持たれていますので、正副会長の会議はどうでしたかと聞くときにも、議長が答弁するのではなくて、議長が振って正副会長の方の報告をもらうという意味合いで、正副会長会のことをほかの委員が聞いたときに議長が答弁するという形になるのではなくて、副会長の方が議長を務めていけばスムーズに議長ではない会長が答弁できると思いますので、私は正副会長の意見を聞く上でも皆さんの意見を聞く上でも、議長という役割はほかの委員の方にいろんな発言を促すためにおいてもその仕事にだけ没頭とは言いませぬけれども、そういう職務で大事な会議を進めていく進行係だと思うので、それはあえて別にすべきだと思っています。

○議長（成井英夫会長） 池嶋委員。

○池嶋 貞委員 こういう会合の場合には会長が議長になるというのが申し合わせのような状態ですが、議長と会長を別にすることになりますと、衆議院とか参議院といった大きな会議は別として、このような協議会では会長が一番事情を知っているわけでございますので、そのやりとりにおいてもスムーズに話し合いができるのではないかと思います。やはり会長が議長になり、いろいろな質問に対応する。会長はいろいろな会合にも出席しておられるので、スムーズに対応できるのではないかと思いますので、会長が議長になった方がよろしいと私も思います。

以上でございます。

○議長（成井英夫会長） 荒井委員。

○荒井一郎委員 表郷の荒井です。よろしく申し上げます。

私は、今言った深谷さん、穂積さん、矢口さんの意見には賛成なんです。というのは、会長が何でもかんでも議長になるのではなくて、委員の中からだれか議長を選出して、会長はむしろ説明の方に回った方が有効だと思うんです。説明の方に回って説明してもらおう。協議会ですから、あくまで。ここで決めるんじゃないで、議決するんじゃないで、協議会ですから、やはり会長さんは説明の方に回ってもらって、委員の中から議長を選んで協議会を進行していくというのが一番理想的な、民主主義に沿ったやり方だと思うんです。その辺、検討よろしく申し上げます。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それぞれのご意見があろうと思いますが、この点については、正副会長に一任をお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） このことについては、今後の方向性、例えば副会長がなるべきなのか、または委員から選任をするべきなのか、そういうことも大きく含めて正副会長で話し合いを持ちたいと思いますが、きょうは県から齋須参事さんがアドバイザーとしてせっかく来ていただいておりますので、他の協議会ではどのようなになっているのかということ参考のために齋須参事さんの方からお話しただければありがたいと思います。

お願いします。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事（齋須秀行顧問） 齋須でございます。

大変重要なお話だと思います。重要といいますのは、議長をだれが務めるかということもさることながら、議論の仕方をどのようにするかという重要な点が含まれていると思います。

まず、県内の状況を申し上げますと、すべて会長さんが議長をされております。全国の例では、私が認識するのには、先ほど深谷委員さんの方から副会長さんというご提案ありましたけれども、正副会長は一緒だと考えれば、先ほど委員の方からというお話ありましたが、構成市町村に属さない学識経験者という形で来られている方、例えば大学の教授などの方が議長を務めているのは、さいたまの場合はそうでした。大学の教授ではなく前の副官房長官が務められていたのですけれども、そのような例があります。

お話がありましたように、任意協議会もそうですが、法定協議会になればやはり委員さん方でお話し合いをする。ですから、先ほどの会長さんが議長になるよりはといった理由の中に、その説明をする、あるいは質問で答弁をするというようなことで議長でない方がいいということであれば、余りよろしくないと思うんですね。あくまでも皆さんでお話をする。先ほど進行役というお話しましたが、法定協議会になれば、僕もそうですが、会長が提案する形になる。それを協議して、これでいいですね、いいでしょうということを皆さん方が決めるということですね。そういう意味において、提案者である会長が議長として、皆さん方これでどうなんだろうという意味での進行役というよりは仕切り役といいますか、そういう立場で、事務局あるいは会長側とのやりとりよりは、皆さん方でやりとりできる、そういうことで会長が議長になるということで私はいいいんじゃないかなと思います。

以上です。

○議長（成井英夫会長） 今、齋須参事さんの方からアドバイスをちょっといただいたわけですが、先ほど話しさせていただいたように正副会長において次回までに決定させていただいて報告をさせていただきます。ただし法定協に移らないとだめですが。

ほかにご質問ありますか。



穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積ですが、何項目かありますので、一つ一つ質問していきたいと思います。

まず初めに、法定合併協議会に移行した場合のスケジュール案についてなんですが、この中で新市建設計画の予定が立てられているわけですが、これが予定どおり、この計画どおり決まるのか。これでいきますと11月までに確定となっておりますが、確約されるのかどうかお伺いをいたします。

○議長（成井英夫会長） 1項目ずつでよろしいですね。

それでは、新市建設計画についてのスケジュールについて、期限どおり、ここに提示されているとおり11月にできるかということですが、お願いします。

○事務局長（木村全孝） 先ほどもスケジュールのところで説明いたしましたが、今回はあくまでも参考とご理解願いたいと思います。前回と比べて住民説明会など1月ほど前倒しをしておりますが、今おっしゃられたように、つくただけで実行できなければ意味がありませんので、なるべくこのような形で進めたいとは思いますが、調整や見直しがございますので、もう少し時間をいただきたいと思います。できるだけスケジュールに沿った形で進めたいと思いますので、もう少し時間をいただいて、実行できるようなスケジュールを検討させていただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 ただいま見直しというお話がありましたけれども、表郷ではこの新市計画の計画ができるということを前提に住民説明会を11月ごろに予定しているわけです。もしこの計画ができなければ住民説明会は今回行ったものにわずかの内容を加えたような説明になるおそれが十分あるわけです。それではとても、表郷として、今後法定協議会に移行して、議会の中あるいは住民の中で合意を得るということは不可能になるのではないかと私は危惧するわけです。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） 見直しというのは大々的に見直すということではなくて、部分的にもう少し調整が必要だという意味でございますので、計画の中の項目がなくなったりということではなく、微調整というようなことでの見直しということでご理解願いたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 それであれば、会長にお伺いをいたします。

前回は表郷の矢口委員が質問しましたけれども、この協定項目の中で、住民に大変関わりのある項目に関してランク付けをされているということですが、その中でも正副会長の中である程決定できる、あるいはその方向付けができる、決定はできなくても方向付けのできる項目が多数あると思います。それを正副会長会で決定をして、事務局におろしていくような協議会の方法をとっていただいて、新市建設計画が予定どおり11月末にはダイジェスト版ができるように私は再度要望いたします。

○議長（成井英夫会長） ただいまのおたがしでございますが、今後、分科会ができるような状況に入っていけるとと思います。そういう中において専門部会等を開きまして、さらに幹事会、正副会長会

議を開かせていただきまして、少しずつ形になっていく時期とすると8月ころではないかと思っております。ですので、お話のとおり11月にできるように精いっぱい努力をさせていただきたいと思っております。

穂積委員。

○穂積栄治委員 努力では、我々は表郷村を代表して来ているわけですが、そんなあいまいな表現では受け入れるわけにいきません。やはりそれを確約していただければ、とてもじゃないですけども、法定協議会に移行の賛成は私はできかねます。ぜひ正副会長会の中できちんと方向づけを出していけるものは出していくと、そして事務方におろして、そこですり合わせするような方法をとっていただければ、住民に関心のある項目は早目に確定されるのではないかと思うわけです。再度伺います。

○議長（成井英夫会長） お話のとおり住民に直結するもの、特に関心のあることにつきましては、早急にやるように今鋭意努力をしております。確約をということでございますが、11月下旬ということでご理解をいただきたいと思っております。

穂積委員。

○穂積栄治委員 11月下旬にできるということを確認してください。

○議長（成井英夫会長） わかりました。最大限努力をじゃなくて、やります。

穂積委員。

○穂積栄治委員 確約をしていただきましてありがとうございます。

それから、この法定協議会に移行した場合のスケジュールの中で、協定項目の協議決定というのが来月から入っているわけですが、これは6月の第1回の法定協議会からその項目の具体的協議に入れるのでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） 何項目かは、第1回目の協議会の中に提案したいと思っております。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 もし具体的に何項目という数字がわかればお願いしたいんですが。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） 項目については、特定されておられませんのでご理解願いたいと思っておりますが、何項目かは提案したいと今努力しているところでございます。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 できるだけ多くの項目で協議できるよう努力をしていただきたいと思います。

それから、この中に顧問として県から斎須参事さんが参加されているわけですが、法定協議会に移行して、新市建設計画が立てられますけれども、その中において国、県のかかわりというのはどういうふうになってくるのでしょうか。例えば国道、県道についての質問なんですが。

○議長（成井英夫会長） 齋須参事さん、お願いします。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事（齋須秀行顧問） 建設計画の中には、新市になった場合の目標、あるいは目標からもっとブレークダウンした基本施策、そういったものを取りまとめます。その中にももちろん新市でやる事業もあるでしょう。また国や県の事業があるでしょう。新市建設計画を皆さんで協議をしていただいて、その中に県の事業ならこういう県の事業が新市を一体化するのに必要だということであれば、それは皆さん方が決めていただくことになります。ただ県の事業としてそれができるかどうかというのはまた別な問題だということですね。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 新市計画の中で、計画の中に取り上げるのは、これは簡単なわけです。これはやはり県でその必要性を認めて優先的にその事業を実行していただかなければ、絵にかいたもちのようなもので、その計画を新市計画の中に盛り込んでも何もならないと私は思うんです。やはり積極的に検討して県道の整備などに取り組んでいただかなければならないと思うわけですが。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事（齋須秀行顧問） 絵にかいたもちには計画の中には入りません。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 絵にかいたもちにならないということであれば、県としても整備に努力して、そして実現していくというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事（齋須秀行顧問） 何か穂積さん、少し誤解されていると思うんですが、計画ですので何でもかんでも入れるというものではないということですね。それは新市で行う事業もそうです。ですから、10年間なら10年間というスパンの中で新市でやっつけようとするもの、もちろんできる範囲内のものを入れますよということですね。県事業も同じです。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 言われていることはわかっております。新市に移行した場合に、例えば一体化するための道路を建設する場合に新市に負担が回ってくるようになれば、住民サービスの別な面でのサービスができなくなるわけですので、ぜひその辺のところを地元の齋須参事さんに頑張っていただきたいと思うわけです。

それから、国のかかわりについてはどう受けとめればよろしいのでしょうか。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事（齋須秀行顧問） 国のかかわりといいますと、具体的にどういう意味になりますか。

○穂積栄治委員 具体的には、国道289号あるいは294号の整備ということですが、このことについて、新市建設計画の中で盛り込まれた場合に、やはり国として積極的に整備を今まで以上のスピードでされるということでしょうか。

○福島県総務部市町村領域広域行政グループ参事（齋須秀行顧問） 3けたの国道は、国道ですが管

理は県でやっておりますので、整備については県の方でやるということになります。ですから、今おっしゃった国のかかわりという言葉でいえば、県のかかわりになってきます。整備については、皆さん方の新市として一体性あるいは均衡ある発展をするためにこういう整備が望ましいというお話が多分出ると思います。それに対して、県は県として交通ネットワークの観点からそういうものが必要があるのか、そういったことを検討して建設計画の中にどのように位置づけるかということになると思いますね。

現段階で、実際は土木部の方でそういうことをやりますので、それが289号がどうなるかとか294号がどうなるというのは、今の段階ではなかなか私からはお話しはできませんけれども。

○議長（成井英夫会長） なお、ここの道路につきましては国の関係しておりますのは国道4号だけでございまして、あとは県の管理に入っております。

穂積委員。

○穂積栄治委員 わかりました。法定協議会に移行して新市計画がされた場合、県道、国道の整備については十分推進していただけるように私からもお願いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） そのほかございますか。

ありませんか。

深谷委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

新市計画の中にたくさんの項目がありますけれども、その項目の大部分はこの法定協議会の方で決めて、新市で決めるとかというような先送りということはしないような方向で協議を進めていっていただきたいのですが。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） この新市建設計画というのは計画を立てるということで、深谷委員さんがお話しされているのはその事務事業、例えば料金の問題等のことと思います。そのことにつきましては、先ほども申しましたが法定協議会に移ってから、その協定項目、分科会、専門部会、幹事会を経て、できるものからどんどん協議会の方に諮っていきますので、事務事業の項目については、できるだけ早く上げたいというふうに思っております。

○議長（成井英夫会長） 暫時休議といたします。再開は2時35分といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時45分 再開

○議長（成井英夫会長） 再開させていただきます。

ただいま休議の時間を10分間延長させていただきました理由につきましては、白河市・表郷村・大信村合併協議会規約の中における文言の中に、第9条第4項の項目の中に「会長は会議の議長となる」という項目がございます。これを決定いたしませんと、法定協議会への移行を議会に上程するこ

とができません。そういうことで、今、正副会長会議を行わせていただいたわけですので、ご理解のほどをお願い申し上げたいと思います。

先ほどお話のございました点につきましては、今後、法定協議会に移行し、皆様から活発なご意見が出た場合には、事務局以外の方の出席も必要となってくると考えます。そういう中において、まず委員同士の活発なご意見と同時に事務局並びにそのほかの方々の質問に対するお答えがあらうと思います。そういうことを踏まえた場合、会長が議長の任に当たるべきであるという正副会長会議において決定させていただきましたので、ご了解のほどをお願い申し上げます。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

それでは、協議を続けさせていただきます。

その他、ご質問、ご意見等がございましたら、お願いを申し上げます。

ありませんか。

藤田委員。

○藤田 清委員 今後、法定協議会設置の議案が議会で通った後に、協議会の開催が月1回から月2回とだんだんと分かれてくるだろうと思います。そのような中で、住民の代表として、協議会での話し合いの中で色々な問題点や質問等が出てくるだろうと思います。小委員会である程度煮詰めた数字や考え方を、早目にこの協議会で諮っていくということになるかと思いますが、小委員会の役割と構成について、どのように考えればよいか、ひとつお伺いしたいと思います。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） 小委員会は、法定協議会に移行した後に設置される話し合いの場でありますので、現時点では事務局の案というふうにご理解願いたいと思います。

例えば新市の名称や新市の事務所の位置などについてはなかなか各専門部会や分科会の中で決めるのは難しいだろうということで、先進事例を見ましても、協定項目の中でそのような項目については小委員会を設けております。小委員会は委員の皆様の中で組織させていただきたいと考えているところです。小委員会で検討し、ある程度方向づけしたものを協議会で協議していただく形式になるかと思えます。ですから、全部が全部その小委員会にかかるというものではございません。新市の名称や新市の事務所の位置、議員さんの取り扱いなどについては小委員会を設けて検討した方がいいのかなと考えているところでございます。

○議長（成井英夫会長） 藤田委員。

○藤田 清委員 小委員会の話し合いの場で、事務レベルでの専門委員会の話が要求された場合には、どういうふうな形で対応していくのかどうか、ひとつそれをお伺いします。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） 専門委員会については、前回の協議会では小委員会ではなくて専門委員会としていたのですが、それは事務事業を調整するにあたって、分科会のひとつ上に専門部会というのがございます。その専門部会と今回小委員会と名称を変えた専門委員会というのは混同されやすいことから、専門委員会ではなく小委員会と名称を変更いたしました。今回の協議会専門委員会ではなく小委員会とその文言を改めさせていただいたところがございます。

○議長（成井英夫会長） よろしいでしょうか。

そのほかございますか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） なければ、白河市、表郷村、大信村の合併する協議をこれまでの任意協議会から法定協議会に移行して行うこととしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、協議第15号 法定協議会への移行については原案のとおり承認され、今後の合併に関する協議を法定協議会の場に移行することを確認させていただきました。

ただし、提案内容にもありますように、法定協議会を設置するためにはそれぞれの市村議会での議決が必要となりますので、各市村議会に対する議案上程の準備を進めるとともに、可決された場合には速やかに法定協議会を設置し、法定協議会においてさらなる合併協議を行うことといたします。

4のその他に入る前に、ここで事務局から協議第18号として白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の解散についてを追加提案したいという申し出がありますので、これを許可し、提案事項に追加することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということですので、ただいまから事務局から追加提案申し出がありました協議第18号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の解散についてを議題に追加することといたします。

（資料配付）

○議長（成井英夫会長） 配付漏れはございませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） なければ、事務局から配付されました協議第18号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の解散についてを議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（木村全孝） それでは、ただいま配付しました資料の1ページをごらん願いたいと思います。

協議第18号（追加提案）白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の解散についてであります。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会は、3市村により、地方自治法第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律第3項第1項の規定に基づく法定合併協議会を設置することを確認した。3市村長は、法定合併協議会設置の議案をそれぞれの議会に提案し、3市村ともに可決された場合においてはこの任意合併協議会は法定合併協議会設置の日をもってすべての活動を停止し、解散するものとする。

なお、任意合併協議会の解散に当たっては、下記の諸手続を行い、解散のための協議会は開催しないこととする。

記

1 平成16年度決算及び監査報告については、白河市・表郷村・大信村任意合併協議会規約第14条の規定に基づき、会長であった者がこれを決算し、監事であった者の監査を受け、残務処理終了後、速やかに報告書を作成し、各委員に送付するものとする。なお、本日から解散の日までは、各種事業の整理期間とするとともに、解散の日から2カ月間、出納の整理期間を設ける。

2 任意合併協議会の清算方法については、次のとおり行うものとする。

（1）決算における残余金は、新たに設置される法定合併協議会へ引き継ぐものとする。

（2）任意合併協議会が購入した備品、事務用品等については、新たに設置される法定合併協議会に無償で引き継ぐものとする。ただし、公印については、出納の整理期間終了後直ちに廃棄処分とする。

2ページをごらん願います。

白河市・表郷村・大信村任意合併協議会引き継ぎ備品一覧としましては、電話等7品目21件を見込んでおります。

3ページをごらん願います。

平成16年度白河市・表郷村・大信村任意合併協議会収入支出決算書（見込み）についてであります。これは5月26日現在での見込みであります。

まず、収入としましては、負担金、県補助金、繰越金、諸収入を合わせました収入合計としましては、予算現額では654万円、調定額では654万1,979円、収入済額と収入予定額を合わせました収入決算見込額につきましては654万1,979円となっております。収入未済額は0でございます。予算現額と収入決算見込額との比較では1,979円を見込んでおります。

次に、支出につきましては、協議会費、予備費に合わせました支出合計としましては、予算現額では654万円、支出済額と支出予定額を合わせました支出決算見込額では506万4,219円となっております。翌年度繰越額は0でございます。不用額として147万5,781円となっております。予算現額と支出決算見込額との比較では147万5,781円を見込んでおります。

この結果、差引残額としまして147万7,760円となりましたので、これについて法定協議会予算へ

引き継ぐというものでございます。このうち、先ほど法定協議会への予算案の中でも説明いたしましたが、清算金としまして当初100万円を計上することとしているところでございます。

なお、詳細につきましては4ページ、5ページの事項別明細書をごらんいただきたいと存じます。協議第18号については以上であります。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

ただいま説明がございました協議第18号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の解散について、ご意見、ご質問をお願い申し上げます。

ありませんか。

（「なし」と言う声あり）

○議長（成井英夫会長） ないようでございますので、協議第18号について原案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（成井英夫会長） 異議なしということでございますので、協議第18号 白河市・表郷村・大信村任意合併協議会の解散については、原案のとおり承認されました。

続きまして、4のその他に入りますが、事務局からありませんか。

○事務局長（木村全孝） 特にありません。

○議長（成井英夫会長） 委員の皆様からご意見またはご要望等、結構でございますので、何かありましたらお願いを申し上げたいと思います。

深谷委員。

○深谷美佐子委員 表郷の深谷です。

住民アンケートの自由意見集の中で、役場の職員の仕事に対する不満の声が各市村とも上がっていました。合併した場合のシミュレーションの中に81名の職員の減というものがありませんでした。前回、総合支所方式にしたら住民サービスが低下するのではないかと行ったところで、IT化を推進し、カバーしていくとお答えいただきましたけれども、合併しなくても、職員に対する教育の徹底というのは、これから住民サービスを考えていく上でも職員が減っていく上でも、合併してよかったと思う感じ方というのは、職員が住民一人ひとりにきちんとしたサービスとプロ意識を持った接遇の仕方で身近に感じられるところが多いと思います。この住民アンケートに職員に対する不満、賃金に対する仕事の評価というところもありますので、この新市の計画を立てていく上でも住民のサービスを前提に考えていく上でも、職員に対して住民に対する接客態度その他手続に対してもきちんとしたプロ意識を持って接していけるような教育の仕方を徹底していただきたいと思います。この住民アンケートの意見集を職員の皆様も把握し、よい仕事をできるように反映していただきたいと思います。

○議長（成井英夫会長） それでは、滝田村長さん、まず今のご意見についてお願いを申し上げます。

○副会長（滝田国男委員） 大変貴重な意見だと思っています。これは合併するしないにかかわらず、



基本的にそういう考え方で行政マンは住民に対してサービスを提供すべきだと私は強く思っています。さらに合併が進んだとすれば、逆に言えば少し広域的になってそういう意識も薄れるという懸念も一つはあると思いますので、そのようなことのないように行政マンとしての的確に住民にサービスする、そういうような気持ちは大切に持っていくべきだと思っています。

○議長（成井英夫会長） 渡部村長さん、お願いします。

○副会長（渡部泰夫委員） 私は、就任当初から職員の出勤時間、退庁時間、さらには村民の皆さんの接遇の仕方、これらについて話し合いをしながら教育をしております。私は、みずから今も8時に出勤しており、帰るのも皆さんが帰るの見計らってから帰っております。すなわち残業を減らすというような姿勢で現在取り組んでおります。

○議長（成井英夫会長） ありがとうございます。

本当にお話のとおりでございまして、隗より始めよという言葉のとおり、自分たち、私を含めてやっていくことが必要だと思っております。我々白河市もアンケート調査でそのような数字が出ております。今取り組んでおりますが、この住民意識調査の欄を私も読ませていただきまして再度痛感させていただきましたので、そういうことを指摘されないようになお一層、頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解のほどをお願いしたと思っております。

そのほかございますでしょうか。

穂積委員。

○穂積栄治委員 表郷の穂積ですが、新市将来構想について1項目だけ伺いたいと思っております。

新市将来構想の合併に伴う削減経費で職員の削減数を81とありますが、これは最終目標かと住民から質問されました。これは6万程度の標準になる市をもとに出したという説明を受けたわけですが、やはりそうした6万都市にあっても、さらなる努力、経費の削減ということで多分人員の削減等も考えているのではないかと思います。そういう中であって、やはり81という数字のほかにも今後さらなる人員削減もあり得るといような表現をぜひ加えるべきではないかと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（成井英夫会長） 事務局長。

○事務局長（木村全孝） この新市将来構想計画の中の81人の削減といいますのは10年後に81人というような形でございます。

○議長（成井英夫会長） 穂積委員。

○穂積栄治委員 10年後に81人で終わりですかと聞かれたわけですが。やはりさらなるその削減が必要であれば、それも加えるべきではないかと私は思うわけですが。

○議長（成井英夫会長） ただいまのご意見は、これは当然考えていく必要のあるものだろうと思っております。人口1,000人に対して何人がいいかというそれぞれの評価はあろうと思っております。その辺も住民のサービスの低下を招かない範囲においてどうあるべきか、これはやはり3市村が合併できましたら

ば、さらなるこの11年から向かってやるべきことのひとつであろうと十分認識しております。

そのほかございませんか。

(「なし」と言う声あり)

○議長(成井英夫会長) 意見もないようですので、本日の議事についてはすべて終了させていただきます。

委員の皆様方には、議事の円滑な進行にご協力を賜りまして心から御礼を申し上げたいと思います。

また、これまで5回の任意協議会を開催してまいりましたが、委員の皆様方の活発なご意見を交わしていただいたことに対しまして、正副会長を代表し衷心より御礼を申し上げ、皆様方に対する感謝の言葉とさせていただきます。

以上で議長の任をおろさせていただきます。

ありがとうございました。

○事務局次長(加藤俊夫) 会長ありがとうございました。

さて、委員の皆様には長時間にわたりましてご協議をいただき、大変ありがとうございました。今後、3市村議会におきまして法定協議会設置の議案を審議いただくこととなります。

本日、ご協議をいただきました協議第15号において法定協議会への移行について確認をいただきましたので、早速3市村議会への議案上程について準備を進めてまいりたいと考えております。

皆様方には、5回にわたる任意協議会の運営につきましてご支援、ご協力を賜りまして、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして第5回白河市・表郷村・大信村任意合併協議会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

午後 3時10分 閉会

---